

# 令和5年度 緑の少年団活動促進事業 実施要領

## 1 目的

緑の少年団は、「緑を守り育てる活動を通じて、心豊かな社会人に育成する。」ことを目的に、結成されて、令和5年1月1日現在、3,095団、団員数はおよそ319千人となっている。

「緑の少年団」活動を一層促進するため、学習活動等の充実、地域との連携強化等の事業に対し助成を行う。

## 2 事業の対象

(1) 地域単位で活動している緑の少年団等のうち、学習活動等の充実・促進、指導体制の整備、育成会の整備や基盤強化に対し助成することにより、地域の一層の協力・支援を得て、緑の少年団活動の目的が達成できるような緑の少年団等を対象に支援を行う。また、学校単位で活動している緑の少年団等も対象に含める。

(2) 上記(1)の対象となる緑の少年団等（以下「モデル的な緑の少年団等」という。）は、当該都道府県連盟の推薦に基づき、全国緑の少年団連盟（以下「全国連盟」という。）が決定する。

## 3 募集数 20団以内

## 4 助成金 1団体300千円を限度とする。

## 5 助成対象経費

### (1) 活動促進費

区分	内容
指導者謝金	外部講師・外部指導者に対する謝金
学習教材費	教材購入費・教材作成費
車両借料	バス等借り上げ
苗木等資材費	苗木代、作業用具代、各種資材
傷害保険料	実施日の傷害保険料
その他	用紙代、消耗品等、感染予防・安全対策機材

### (2) 活動支援体制整備費

指導体制の整備、育成会の結成のための会議費、資料代等

### (3) 助成対象外となる事例

工事（重機を用いた活動場所の整地、業者による植栽等）、大型資機材等物品の購入

## 6 助成手続き及びスケジュール

(1) 「モデル的な緑の少年団等」の推薦（～令和5年10月27日）

都道府県連盟は、「モデル的な緑の少年団等」を選定し、[様式1]助成申請書を作成して全国連盟へ推薦する。

(2) 助成決定通知（令和5年12月上旬～中旬）

全国連盟は助成申請書を審査し、[様式2]助成決定通知書を都道府県連盟に送付する。

(3) 事業実施期間（令和6年4月～令和7年3月末日）

(4) 事業実績報告（最終提出期限 令和7年5月末日）

「モデル的な緑の少年団等」は、事業の完了後、[様式3]事業実績報告書を作成し、事業実施にかかる領収書及び事業実施状況がわかる活動写真・資料などを添付の上、都道府県連盟経由で全国連盟へ提出する。

(5) 助成金の交付

助成金の交付は、事業実績報告書について審査を行い、適当と認められる経費を確定し、指定の口座に送金する。なお、事業完了前に助成金の一部を必要とする場合は、[様式4]概算払請求書により、概算払請求を行うことができる。その場合、概算払額は交付決定額の8割を上限とする。

(6) 事業計画の変更

次に掲げる変更がある場合、モデル的な緑の少年団等は所属の都道府県連盟に申し出て、都道府県連盟が「変更がやむを得ない」と認めた場合、都道府県連盟は全国連盟に対し、[様式5]により変更申請を行い、承認を得ること。

①助成対象経費の各区分間の30%を超える変更について

②事業内容の変更について

## 7 助成期間等について

(1) 事業期間の延長について

活動促進事業は単年度事業であるが、全国連盟がやむを得ないと認める場合は、事業期間の延長が可能である。その場合、モデル的な緑の少年団等が所属する都道府県連盟は全国連盟に対し、事由書と[様式5]により変更申請を行い、承認を得ること。

(2) 都道府県連盟が、連続して同じ緑の少年団等を活動促進事業に推薦する場合、[様式1]助成申請書の提出に際し、推薦理由書と当該緑の少年団等の次年度以降の活動プランを併せて提出すること。

以上